



認可保育園について



区内の認可保育園は、区が運営する区立保育園、区が設置し社会福祉法人や民間事業者等が運営する公設民営保育園、社会福祉法人や民間事業者等が運営する私立保育園があります。





公設民営保育園、私立保育園については 施設ごとに異なります。



《 保育時間 》

保育園の開所時間は、午前7時15分から午後6時15分までです。個々の保育時間は、保育の必要性と必要量により認定された保育時間（「保育標準時間」又は「保育短時間」）を基本に、保護者の勤務・通勤状況、家庭の状況、子どもの健康状態、年齢等を考慮し、保護者と園長との話し合いにより決定されます。

- 保育標準時間・・・7：15～18：15（1日最長11時間利用）
- 保育短時間・・・8：45～16：45（1日最長8時間利用）

保育短時間の認定を受けたお子さんが、8時間の枠を超えて保育園を利用する場合は、朝夕に限らず開所時間内延長保育料が発生します。延長保育実施園において開所時間を超えて保育園を利用する場合は、更に延長保育料が発生します。

《 慣れ保育時間 》

入園直後の保育時間は、お子さんの負担を軽くし、集団生活に無理なく慣れていただくため、短い時間から徐々に通常の時間にしていきます。お子さんの状態を見ながら、なれ保育時間の期間を決めていきます。

《 年末特別保育 》

12月29日・30日の2日間、指定実施園において年末特別保育をします。

《 保育中に保護者に連絡をする場合 》

○体調が悪い場合

◇お子さんの様子が変わったとき

発熱・けいれん・発疹・活気がない・食欲がない・腹痛

突然のおう吐・下痢・鼻血が止まらないなど

◇ご家庭でのお子さんの様子を知りたいとき

昨日から今朝までの詳しい状態など

園においてお子さんの体調が悪いと判断した場合、お迎えをお願いする場合があります。「どなた」が「どのくらいの時間で来られるのか」をお伝えください。また急な仕事の都合でお迎えが難しいことを想定して、協力していただける方などの手立てを考えておくとよいでしょう。

○保育中けがをして受診する場合

- 保護者に連絡をとり、けがの原因・状態を伝えます。
- 受診と判断した場合の受診先は、保護者と相談のうえで決めます。
- 緊急を要する場合は、先に受診することもありますのでご了承ください。
- 受診の結果は追って連絡します。



《 保育園の応急処置 》

薬を使用することでアレルギー反応を起こすなど、医療機関での治療に影響を及ぼす場合があるため、薬の使用はできるだけ控えています。

軽度の擦り傷や打撲は、水道水で洗い流したり患部を冷やすなどして対応しています。



保育園の常備薬・・・かゆみどめ・冷却熱吸収剤・湿布薬など

《 薬について 》

保育園では、原則として薬はお預かりしないこととしています。薬は家庭で対応ができるように（可能な服用時間の調整など）かかりつけ医とご相談ください。薬をお預かりする際には、適正な取り扱いの徹底のため、医師の診断書で指示をいただき、お預かりした薬の適正な管理をします

※慢性疾患など、薬の使用なしでは日常生活に支障のある場合には、必ず事前にご相談ください。

〈ご相談に応じてお預かりする薬の例〉

- ・熱性けいれん、てんかんなどのけいれん予防薬
- ・慢性疾患（心臓病など）の治療薬
- ・アトピー性皮膚炎などの軟膏
- ・溶連菌感染症の治療薬



《 登園を控えた方がよい場合 》

発熱	<ul style="list-style-type: none">・朝 37.5℃を超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い・食欲がなく朝食・水分が摂れていない・24 時間以内に解熱剤を使用している・24 時間以内に 38℃以上の熱が出ていた
下痢 おう吐	<ul style="list-style-type: none">・24 時間以内に 2 回以上の水様便がある・食事や水分を摂ると下痢がある・下痢やおう吐に伴い、体温がいつもより高めである・朝の排尿がない・24 時間以内に 2 回以上のおう吐がある・食欲がなく水分も欲しがらない・機嫌が悪い、元気がない・顔色が悪くぐったりしている
咳	<ul style="list-style-type: none">・夜間しばしば咳のために起きる・喘鳴や呼吸困難がある・呼吸が速い・37.5℃以上の熱を伴っている・元気がなく機嫌が悪い・食欲がなく朝食や水分が摂れない・少し動いただけで咳が出る
発疹	<ul style="list-style-type: none">・発熱とともに発疹があるとき・今までなかった発疹が出て感染症が疑われ、医師より登園を控えるように指示されたとき・口内炎で水分や食事が摂れない

厚生労働省 保育所における感染症対策ガイドラインより抜粋

※登園可能かどうか心配な時は、かかりつけ医に相談してください。

《 昼寝について 》

昼寝は、子どもの年齢や発達過程、家庭での生活（就寝時間）や保育時間などを考慮して、必要に応じ取り入れています。昼寝の時には、室温の調整や眠りやすい環境を整えるばかりでなく、乳幼児突然死症候群（SIDS）の発生予防や体調急変に迅速な対応をするため、以下のことに配慮しています。

- (1) 仰向けで寝かせるようにしています。
- (2) 掛け物が顔にかからないように注意しています。
- (3) 昼寝中は原則複数の職員が在室し、睡眠チェック表を用いて顔色や呼吸の確認を定期的（5～10分毎）に行っています。
- (4) 敷布団は、通気性の良いものを使っています。枕は使いません。
- (5) 寝ている周りには物を置きません。
- (6) 部屋は顔色が見える明るさにしています。
- (7) 部屋の温度・湿度をチェックし、調節しています。
- (8) 5歳児のお昼寝について、お子さんの体力を確認しながら、就学に向けてお昼寝をなくしていきます。

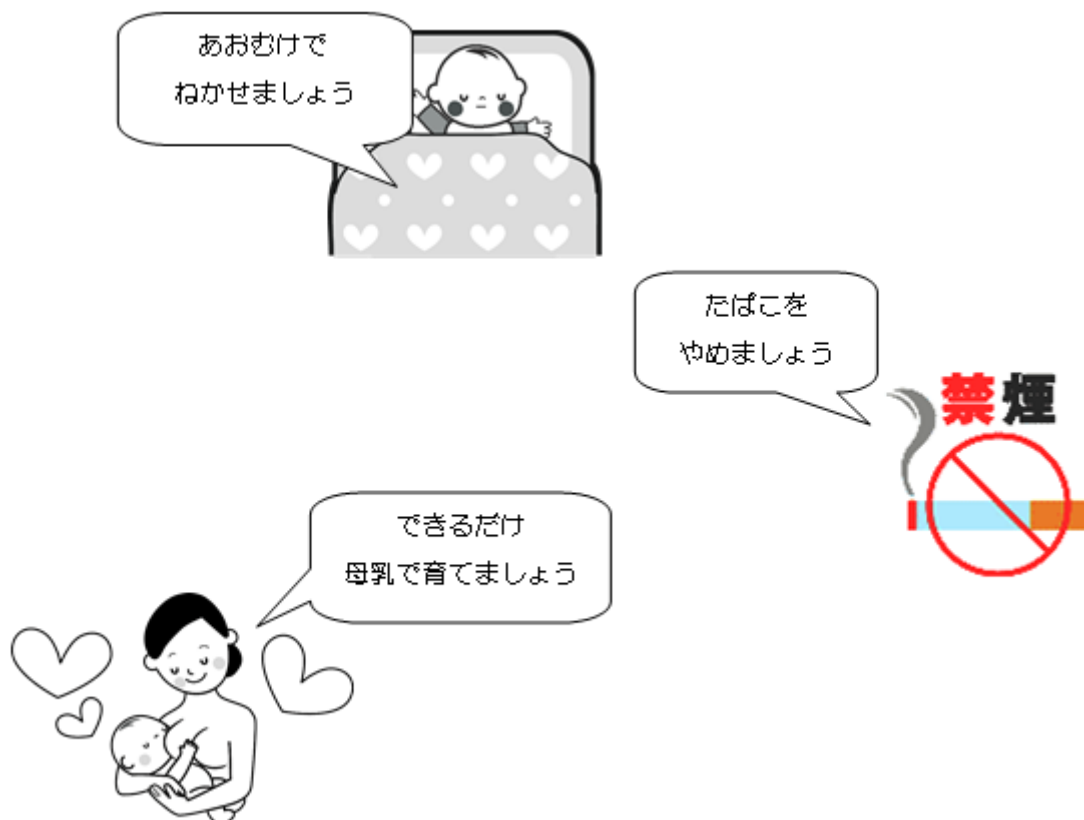


*乳幼児突然死症候群（SIDS：シズ）とは

SIDSとは、それまで元気だった赤ちゃん（ほとんどが1歳未満）が事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死亡してしまう病気です。

原因はまだよくわかっていませんが、育児環境の中にSIDSの発生率を高める因子“喫煙やうつぶせ寝など”のあることが明らかになってきました。

下記の3つのことを参考にして、日頃の子育てを再確認しましょう。





保育園の給食



子どもにとって食べることは、身体の発育だけでなく、情緒面の発達にも影響を与えます。特に乳幼児期は、心身の成長のため多くの栄養を必要とします。

保育園の献立の作成は、質・量・栄養バランスを十分に考えるとともに、望ましい食習慣を身につけられるように心がけています。

〔給食の目標〕

- 食事のリズムを大切にする。
- よくかんで食べる習慣をつける。
- いろいろな食品を食べられるようにする。
- 食文化を大切にする。



- (1) 給食は主食・主菜・副菜・おやつを栄養のバランスや衛生管理に十分に気をつけて、各園で作っています。また、手作りおやつも行っています。
- (2) 乳幼児期は、咀嚼やくや消化吸収、代謝能力が未熟なので、発育段階にあわせて給食を行っています。離乳食は、5～6 か月頃食、7～8 か月頃食、9～11 か月頃食、12～18 か月頃食に分けて作っています。
- (3) 季節の食品を取り入れ、新鮮なものを使い、素材の味を活かしたうす味にしています。
- (4) 行事などによっては、家庭からお弁当をお持ちいただくことをお願いすることがあります。
- (5) 食物アレルギー対応は、医師の診断による「生活管理指導表」を毎年度提出していただきます。これをもとに、安全性を最優先とし原因食材の除去を基本としながら、毎月の献立表から保護者の方と園で打合せを行い、提供内容の確認をします。

《 給食と家庭の食事 》

- (1) 家で食べたことのない食べ物は、必ずご家庭で食べさせて様子を見てから園で進めていきます。献立表は毎月お渡ししますので、ご家庭での食事づくりの参考にしてください。
- (2) 次の図は、1日の食事の園と家庭の割合の目安です。家庭の食事バランスのよいものを工夫しましょう。特に朝食は、1日の生活のリズムを作り、意欲的に遊ぶための活動源になりますので、しっかりと食べるようにしましょう。



保育園入園後、よくあるご質問



保育園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等の規定に基づき、保育が必要な子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であることから、保育の必要性のない場合（勤務がお休みなど）は、基本にご家庭でお過ごしください。

保育時間に関するQ&A

Q1 土曜日も保育が受けられますか。

A1 保護者の勤務がお休みなど、保護者の一方又はそろって在宅する場合は、基本的に保育が可能と考えられるため、ご家庭でお過ごしください。ただし、やむを得ない理由がある場合には、園長にご相談ください。

Q2 保護者の休日が平日の場合はどうなりますか。

A2 平日にかかわらず保護者の勤務がお休みなど、保護者の一方又はそろって在宅する場合は、基本的に保育が可能と考えられるため、ご家庭でお過ごしください。ただし、やむを得ない理由がある場合には、園長にご相談ください。

Q3 保育を必要とする保護者の事由が就労の場合、保育時間はどのように決まりますか。

A3 保育標準時間（11時間）又は保育短時間（8時間）の認定を受けた場合においても、基本的な保育時間は「勤務時間＋通勤時間」になります。園長との協議において決定した保育時間を厳守してください。

Q4 保育を必要とする保護者の事由のうち、妊娠、出産、災害、DVに該当する場合の保育時間はどのように決まりますか。

A4 個々の事由により、一定の時間は決められませんので、園長にご相談ください。なお、妊娠、出産の場合は、保育短時間（8時45分～16時45分）内での保育をご案内させていただきます。

Q5 保育を必要とする保護者の事由のうち、病気、求職、育休に該当する場合の保育時間はどのように決まりますか。

A5 個々の事由により、一定の時間は決められませんので、園長にご相談ください。なお、求職、育休の場合は、保育短時間（8時45分～16時45分）内での保育をご案内させていただきます。